

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

「ご契約のしおり」、「約款」に記載されている内容につきまして、一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり」、「約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

いちばん、人を考える会社になる。

第一生命

ご契約のしおり
2分冊用

「ご契約のしおり」をつぎのとおり変更いたします。

■24ページ「5年ごと配当付定期保険「TOP PLAN サクセスU」の「1」しくみ」についてつぎのとおり変更いたします。

○2つ目の●を「●なお、95歳満期タイプおよび保険料払込期間が保険期間と同一の99歳満期タイプを「TOP PLAN サクセスUα(アルファ)」、保険料払込期間が保険期間より短い99歳満期タイプを「TOP PLAN サクセスU+(プラス)」の販売愛称でお取り扱いしています。」に変更いたします。(波線部分に変更箇所です。)

■97ページ「保険期間の短縮」についてつぎのとおり変更・追加いたします。

○1つ目の●を「●お申し出により所定の範囲内で主契約の保険期間を短縮することができます。この場合、同時に保険料払込期間が変更されます。なお、保険料払込期間のみの変更はお取り扱いしません。」に変更いたします。(波線部分に変更箇所です。)

○「●保険料払込期間が保険期間より短いご契約については、保険期間の短縮はお取り扱いしません。」を追加いたします。

■104ページ「生命保険と税務・経理処理」の「1」保険料の経理処理」についてつぎのとおり変更いたします。

○1つ目の●中、①をつぎのとおり変更いたします。(波線部分に変更箇所です。)

①TOP PLAN サクセスUで保険期間満了時の被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、被保険者の契約時の年齢+保険期間×2が105を超えるご契約の場合、またはTOP PLAN マジスティUで保険期間満了時の被保険者の年齢が45歳を超えるご契約の場合(②または③に該当する場合は除きます)

〔保険料の経理処理(保険料払込期間が保険期間と同一の場合)〕

- ・保険期間の当初6割相当期間(1年未満の端数切り捨て)について、保険料の1/2を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入、残りを「前払保険料」として資産計上します。
- ・保険期間の残り4割相当期間について、各年の保険料を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入、あわせてそれまでに資産計上した「前払保険料」累計額を残りの期間で按分して毎年度ごとに、損金算入します。

〔保険料の経理処理(保険料払込期間が保険期間より短い場合)〕

- ・保険料払込期間中について、経理処理上の当期分保険料(保険料×保険料払込期間÷保険期間で算出します)の1/2を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入、残りを「前払保険料」として資産計上(前払保険料①)し、保険料から経理処理上の当期分保険料を差し引いた金額を「前払保険料」として資産計上(前払保険料②)します。
- ・保険料払込期間満了から保険期間の当初6割相当期間(1年未満の端数切り捨て)経過までについて、経理処理上の当期分保険料の1/2を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入〔前払保険料②からの取り崩しによる処理〕し、残りを「前払保険料」として資産計上(前払保険料①)〔前払保険料②からの取り崩しによる処理〕します。
- ・保険期間の残り4割相当期間について、経理処理上の当期分保険料の全額を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入〔前払保険料②からの取り崩しによる処理〕し、あわせて前払保険料①の累計額を残りの期間で均等に取り崩して「保険料」として損金算入します。

○2つ目の●の〔TOP PLAN サクセスU〕の表中、①を「保険期間の当初6割相当期間に保険料(経理処理上の当期分保険料)を1/2損金算入する場合」に変更いたします。(波線部分に変更箇所です。)

(登)C22H1781(H23. 2. 21)②

5年ごと配当付定期保険普通保険約款

(平成23年4月21日改正)

第10条（当会社の責任開始期）

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

第23条（解約および解約返還金）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
2. 解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の保険契約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。

第25条（保険金額の減額）

1. 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 保険金額の減額をしたときは、減額分は解約したものと取り扱います。

第26条（保険期間の短縮）

1. 保険契約者は、保険期間と保険料払込期間が同一の保険契約について、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を短縮することができます。
2. 保険期間の短縮をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 保険期間の短縮をするときは、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の保険料を改めます。
4. 契約日または直前の更新日後2年未満のときは、保険期間の短縮は取り扱いません。

第36条（契約者配当金の支払）

1. 第35条（契約者配当金の割当）第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎの各号のとおり支払います。
 - (1) つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに支払います。
 - (2) 第1号の規定によって支払う契約者配当金は、死亡保険金または高度障害保険金を支払うときはその保険金の受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。
2. 第35条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。
3. 第35条第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは保険金とともにその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。ただし、保険料払込中の保険契約にあっては、消滅する直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。
4. 第35条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
5. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

平成23年5月版

契企[登]06862-01